

建設省厚発第 260 号
平成 6 年 6 月 21 日

最終改正 令和 4 年 3 月 30 日

国官会第 23758 号
国官技第 376 号
国営計第 213 号
国営整第 171 号
国港総第 749 号
国港技第 112 号
国北予第 74 号

各地方建設局長 あて

建設大臣官房長

一般競争入札方式の実施について

建設省直轄工事においては、平成 5 年度から一般競争入札方式を試行してきたところであるが、今般、平成 5 年 12 月 21 日の中央建設業審議会建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」において、会計法令上の原則である一般競争入札方式を、当面、一定規模以上の工事について採用することとされたところである。これを受けて、建設省直轄工事において、入札・契約手続のより一層の透明性・客観性及び競争性を確保するため、一般競争入札方式の手続を下記のとおり定めたので、十分留意の上、平成 6 年度当初予算に係る事業から一般競争入札方式を実施することとされたい。

なお、「一般競争入札方式の試行について」（平成 5 年 9 月 20 日付け建設省厚発第 331 号）は、廃止する。

記

1 対象工事

本手続の対象工事は、1 件につき予定価格が基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和 4 年 3 月 30 日付け国官会第 23759 号、国官技第 377 号、国営管第 848 号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総第 750 号、国港技第 111 号、国北予第 75 号）記 1 に定める額をいう。）以上の工事とするものとする。

2 入札の公告

(1) 地方整備局長は、1の対象工事を一般競争に付そうとする場合においては、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第74条及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第5条第1項に基づき、官報により公告するものとする。

(2) (1)の公告は、別添1の標準入札公告例によるものとする。

なお、公告においては、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

- ① 契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）の氏名及びその所属する部局の名称
- ② 工事名
- ③ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限
- ④ 入札執行の日時
- ⑤ 5の入札説明書を入手するための照会窓口

3 競争参加資格

(1) 予決令第75条第2号の「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」として次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。

- ① 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 当該地方整備局において、対象工事に係る工事種別について、地方支分部局工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号。③において「選定要領」という。）に基づく一般競争参加資格の認定を受けていること。
- ③ 対象工事が別途通知する工事種別である場合においては、当該地方整備局における対象工事の工事種別に係る一般競争参加資格の認定の際に選定要領第2第2号イの客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「経営事項評価点数」という。）が、一定の点数以上であること。
- ④ 対象工事と同種の工事の施工実績があること（個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。）。なお、施工実績が国土交通省（旧建設省を含む。⑤において同じ。）が発注した工事のうち一定のものに係る施工実績である場合にあつては、旧地方建設局請負工事成績評定要領（昭和42年3月30日付け建設省官技第15号）別記様式第1及び旧官庁営繕部請負工事成績評定要領（昭和54年6月22日付け建設省営監第13号）別記様式第1の工事成績評定表並びに請負工事成績評定要領（平成13年3月30日付け国官技第92号）第5第2項及び官庁営繕部請負工事成績評定要領（平成13年3月30日付け国営計第87号、国営技第33号）第5第2項に規定する工事成績評定表の評定点合計（⑤において単に「評定点合計」という。）が一定の点数未満のものを除くこと。

- ⑤ 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること（個別の工事に応じて技術者の資格及び同種の工事の経験をできるだけ詳細に明示すること。）。なお、経験が国土交通省が発注した工事のうち一定のものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が一定の点数未満のものを除くこと。
 - ⑥ 当該地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ⑦ 対象工事が大規模構造物の工事、特殊な作業条件下の工事等であって高度な施工技術を必要とするもの（以下「施工計画審査タイプ」という。）である場合においては、施工計画が適正であること（個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。）。
 - ⑧ 対象工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（「対象工事に係る設計業務等の受託者」及び「資本若しくは人事面において関連がある」ことの具体的内容について、5の入札説明書において明示すること。）。
 - ⑨ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係」及び「人的関係」の具体的内容について、5の入札説明書において明示すること。）。
 - ⑩ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) (1)③に掲げる事項を競争参加資格とする工事種別及び当該工事種別毎の競争参加資格として用いる経営事項評価点数については、別途通知する。

4 競争参加資格の決定

3に掲げる競争に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）は、対象工事ごとに、入札・契約手続運営委員会の議を経て、地方整備局長が決定するものとする。

5 入札説明書の交付

- (1) 入札説明書は、別添 2 の標準入札説明書例により作成するものとし、別冊として、公告の写し、契約書案、入札心得、図面、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。
- (2) 入札説明書は、公告後速やかに交付を開始することとし、入札執行の日の前日まで交付するものとする。
- (3) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法を公告において明らかにするものとする。
- (4) 入札説明書の交付に当たっては、実費を徴収することができるものとし、実費を徴収する場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

6 申請書及び資料の提出

- (1) 地方整備局長は、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者から申請書及び資料の提出を求めるものとする。
- (2) (1)の申請書及び資料の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から10日間（対象工事が施工計画審査タイプである場合においては、30日間）とする。
- (3) 申請書及び資料の提出場所は、総務部契約課とするものとする。
- (4) 申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- (5) 期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに地方整備局長が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。
- (6) (1)から(3)までに掲げる事項を公告において明らかにするものとする。
- (7) (1)から(5)までに掲げる事項及び次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
 - ① 申請書及び資料は、入札説明書において示す様式により作成すること。
 - ② 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
 - ③ 地方整備局長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。
 - ④ 提出された申請書及び資料は返却しないこと。
 - ⑤ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めないこと。
 - ⑥ 申請書及び資料に関する問い合わせ先
 - ⑦ その他地方整備局長が必要と認める事項

7 資料の内容

- (1) 資料の内容は、①及び②（対象工事が施工計画審査タイプである場合には、①から③まで）とするものとし、資料の内容を入札説明書において明らかにするものとする。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、工事が完成し、引き渡しが進んでいるものにより記載することができるものとし、②の配置予定の技術者については、複数の候補技術者を記載することができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

① 施工実績

3 (1)④に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績

② 配置予定の技術者

3 (1)⑤に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等

③ 施工計画

3 (1)⑦に掲げる資格があることを判断できる施工方法、仮設備計画等の技術的事項に対する所見

- (2) 地方整備局長は、特に必要があると認めるときは、(1)①から③までに加えて、(1)に掲げる資料の内容を証明するための書類を資料として求めることができるものとし、当該資料の提出を求める場合においては、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

8 競争参加資格確認資料作成説明会

- (1) 地方整備局長は、対象工事が施工計画審査タイプである場合において、必要があると認めるときは、競争参加資格確認資料作成説明会（以下「説明会」という。）を実施することができるものとする。
- (2) 説明会は、原則として、申請書及び資料の提出期限の 20 日前までに実施するものとする。
- (3) 説明会への参加の申込みは、書面（様式は自由）を申込先へ持参し、又は郵送することにより行うものとし、電送によるものは受け付けないものとする。
- (4) 説明会への参加申込の期間は、原則として、公告の日の翌日から説明会の実施の日の 3 日前までとするものとする。
- (5) 説明会への申込先は、本局の対象工事の担当課とするものとする。
- (6) 説明会を実施する場合には、説明会を実施する旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
- ① 説明会を実施する旨
 - ② 説明会の日時及び場所
 - ③ 説明会への参加申込方法、申込期間及び申込先
 - ④ その他地方整備局長が必要と認める事項

9 資料のヒアリング

- (1) 地方整備局長は、対象工事が施工計画審査タイプである場合において、必要があると認めるときは、資料のヒアリングを実施することができるものとする。
- (2) ヒアリングは、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から 10(5)の競争参加資格の確認結果の通知の期限の日の前日までの間に行うものとする。
- (3) ヒアリングを実施する場合においては、ヒアリングを実施する旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
- ① ヒアリングを実施する旨
 - ② ヒアリングの日時及び場所
 - ③ その他地方整備局長が必要と認める事項

10 競争参加資格の確認

- (1) 地方整備局長は、申請書及び資料の提出者の競争参加資格の有無について確認を行うものとする。ただし、申請書及び資料の提出者が申請書及び資料の提出期限の日において3(1)②の認定を受けていない場合において、競争参加資格のうち3(1)①及び④から⑨までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において3(1)②及び③に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。
- (2) (1)の確認は、入札・契約手続運営委員会の議を経て行うものとする。
- (3) (1)の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。ただし、3(1)⑥については、申請書及び資料の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。
- (4) 3(1)④の同種の工事の施工実績及び3(1)⑤の配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。
- (5) 地方整備局長は、原則として、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して10日以内（対象工事が施工計画審査タイプである場合には、14日以内）に、競争参加資格の確認の結果を申請書及び資料の提出者に対し通知するものとする。
- (6) (5)の通知は、別記様式により行うものとする。
- (7) (5)の通知に当たっては、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。
- (8) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
- (9) 地方整備局長は、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、当該者に対する(5)の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知するものとする。なお、この通知に当たっては、(7)の規定を適用するものとする。

11 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、10(5)の通知の期限の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、地方整備局長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合においては、書面（様式は自由）を持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

- (3) (2)の書面の提出場所は、総務部契約課とするものとする。
- (4) 地方整備局長は、(1)の説明を求められたときは、原則として、(1)の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
- (5) 地方整備局長は、(4)の回答内容を入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。
- (6) 地方整備局長は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合においては、10(5)の通知を取り消し、(4)の回答と併せて競争参加資格がある旨を通知するものとする。
- (7) 地方整備局長は、(6)の通知を行う場合においては、入札・契約手続運営委員会の議を経るものとする。
- (8) (1)から(4)までの事項を入札説明書において明らかにするものとする。

12 現場説明会

- (1) 現場説明会は、地方整備局長が特に必要があると認める場合を除き行わないものとする。
- (2) 現場説明会を行う場合においては、現場説明会を行う旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
 - ① 現場説明会を行う旨
 - ② 現場説明会の日時及び場所
 - ③ その他地方整備局長が必要と認める事項
- (3) 現場説明会を行う日は、11の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明手続が終了した以降の日とするものとし、原則として、入札執行の日の10日前の日とするものとする。

13 入札説明書等に対する質問

- (1) 現場説明及び入札説明書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。
- (2) 質問書の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から、11(4)の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明の回答期限の日の翌日まで（現場説明会を行う場合においては、入札説明書の交付を開始した日の翌日から、現場説明会の日の2日後まで）とするものとする。
- (3) 質問書の提出場所は、総務部契約課とするものとする。
- (4) 質問書の提出は、提出場所へ持参し、又は郵送することにより行うものとし、電送によるものは受け付けないものとする。
- (5) 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して5日後までに開始し、入札執行の日の前日に終了するものとする。
- (6) 質問に対する回答書の閲覧場所は、地方整備局の本局とするものとする。

(7) (1)から(6)までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除するものとする。

(2) 契約保証金は納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当官等が确实と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

(3) (1)及び(2)に掲げる事項を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

15 入札の執行

(1) 入札は、原則として、13(2)の質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して8日後に執行するものとする。なお、郵便による入札の受領期限は、入札執行の日時前の日時とすることができるものとする。

(2) 地方整備局長は、入札の執行に先立ち、競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを入札参加者に提出させるものとする。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送させるものとする。

(3) 第1回の入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めるものとする。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送させるものとする。

(4) 開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(5) (1)から(4)までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

16 入札の無効

公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告及び入札説明書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨及び地方整備局長により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時において3(1)に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する旨を入札説明書において明らかにするものとする。

17 対象工事の請負者又はその下請業者によって調達される主要な資機材

対象工事の請負者又はその下請業者によって調達されることが想定される主要な資機材に関する情報を公告において提供するものとする。

18 苦情申立て

本通達に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨を入札説明書において明らかにするものとする。

19 その他

- (1) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結することが予想される場合においては、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。
- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (4) 「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」（平成5年5月31日付け建設省厚発第177号）記5〔入札執行回数〕は、一般競争入札においても適用されるものであることに留意するものとする。
- (5) 地方整備局長は、落札者が7(1)②の資料に記載した配置予定の技術者が対象工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。
- (6) 公告及び入札説明書に記載する事項については、上記に定めるもののほか、別添1の標準公告例及び別添2の標準入札説明書例によるものとする。

附 則（平成31年3月27日国地契第39号）

この通知は、平成31年10月1日以後に締結する契約（平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しは平成31年10月1日以後になされるものを含む。）から適用する。

附 則（令和2年3月31日国地契第80号）

この通知は、令和2年4月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。

(別記様式)

(用紙A4)

競争参加資格確認通知書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

〇〇地方整備局長

先に申請のあった〇〇〇〇建設工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

公 告 日	令和 年 月 日
工 事 名	建設工事
競争参加資格の有無	有
	無
	競争参加資格がないと認められた理由

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、令和〇年〇月〇日までに〇〇地方整備局総務部契約課へその旨を記載した書面を提出してください。

(別添1) 標準入札公告例

入札公告 (建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇

◎調達機関番号 〇〇〇 ◎所在地番号 〇〇

〇第N号

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 〇〇〇〇建設工事
- (3) 工事場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇
- (4) 工事内容 逆T式橋脚〇〇基、逆T式橋台〇〇基、場所打抗 ($\phi = \text{〇m}$ 、 $L = \text{〇m}$) 〇〇本、切盛土工〇〇 m^3 。
- (5) 工期 令和〇年〇月〇日まで。
- (6) 使用する主要な資機材 コンクリート〇〇 m^3 、鉄筋〇〇 t、板ガラス〇〇 m^2 、アスファルト合材〇〇 t、ガードレール〇〇m。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令 (以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 〇〇地方整備局における〇〇工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 〇〇地方整備局における〇〇工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項 (共通事項) について算定した点数 (経営事項評価点数) が、〇〇〇〇点以上であること。
[経営事項評価点数を競争参加資格とする工事種別である場合のみ記載する。]
- (4) 令和〇〇年度以降に、NATMによる内空断面〇〇 m^2 以上、延長〇〇m以上のトンネル工事を施工した実績を有すること (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- (5) - 1 鋼矢板土留工法に係る施工計画が適正であること。 [施工計画審査タイプの場合のみ記載する。]
- (5) - 2 河川区域内における治水上の安全対策が適正であること。 [施工計画審査タイプの場合のみ記載する。]
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 令和〇〇年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、〇〇地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。〔注：受託者が設計共同体である場合は、【上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。】と記載する。〕
 - (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
 - (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 〇〇地方整備局総務部契約課
〇〇係 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇
〇町〇—〇—〇 〇〇〇〇〇〇〇 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇 交付に当たっては、〇、〇〇〇円を徴収する。また、郵送（託送を含む。）による交付も行う。この場合においては、〇〇〇〇により、〇、〇〇〇円を徴収する。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 上記3(1)に同じ 持参すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

令和〇年〇月〇日〇〇時〇〇分（ただし、郵便による入札の受領期限は、令和〇年〇
月〇日〇〇時〇〇分） 〇〇地方整備局〇〇〇（ただし、郵便による入札の提出場所は、
〇〇地方整備局総務部契約課） 持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除。
- ② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 ○○○）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 ○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 ○○地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有（随意契約により締結する予定の工事の範囲等は、入札説明書参照。）。
- (9) 資料作成説明会を行う。〔資料作成説明会を実施する場合のみ記載する。〕
- (10) 資料のヒアリングを行う。〔資料のヒアリングを行う場合のみ記載する。〕
- (11) 現場説明会を行う。〔現場説明会を実施する場合のみ記載する。〕
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1) に同じ。
- (13) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和○年○月○日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の

本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、〇〇地方整備局総務部契約課（〒〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

(14) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity:0000 0000
Director-General of 0000 Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport
- (2) Classification of the services to be procured:41
- (3) Subject matter of the contract:Construction work of the……………
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:5:00 P.M. 1 September 1996
- (5) Time-limit for the submission of tenders:4:00 P.M. 30 September 1996 (tenders submitted by mail 4:00 P.M. 28 September 1996)
- (6) Contact point for tender documentation:0000 0000 Division, 0000 Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport 0000, 0000 TEL 00-0000-0000

(別添2) 標準入札説明書例

入札説明書

〇〇地方整備局の〇〇〇〇建設工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和〇年〇月〇日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇

3. 工事概要

- (1) 工事名 〇〇〇〇建設工事
- (2) 工事場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 令和〇年〇月〇日（ ）まで
- (5) 使用する主要な資機材 コンクリート〇〇m³、鉄筋〇〇t、板ガラス〇〇m²、アスファルト合材〇〇t、ガードレール〇〇m

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) ○○地方整備局における○○工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) ○○地方整備局における○○工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、○○○○点以上であること。**【経営事項評価点数を競争参加資格とする工事種別である場合のみ記載する。】**
- (4) 令和○○年度以降に、NATM による内空断面○○㎡以上、延長○○m以上のトンネル工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が平成 8 年 4 月 1 日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。
- (5) ー 1 鋼矢板土留工法に係る施工計画が適正であること。**【施工計画審査タイプの場合のみ記載する。】**
- (5) ー 2 河川区域内における治水上の安全対策が適正であること。**【施工計画審査タイプの場合のみ記載する。】**
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
 - ・ 1 級建設機械施工技士の資格を有する者
 - ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 令和○○年度以降に、(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの時期に、○○地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。〔注：受託者が設計共同体である場合は、【3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員

と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。】と記載する。]

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社」の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものと

して、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 設計業務等の受託者等

(1) 4. (8)の「3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・〇〇〇〇設計株式会社

(2) 4. (8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6. 担当部局

〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 〇〇地方整備局総務部契約課〇〇
係 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

7. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4 (1)及び(4)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4 (2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格

があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて4(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。4.(2)の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」(令和〇年〇月〇日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示)別記に掲げる当該者(当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。)の本店所在地(日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、〇〇地方整備局総務部契約課(〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇)においても当該認定に係る申請を受け付ける。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 令和〇年〇月〇日()から令和〇年〇月〇日()まで土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。
 - ② 提出場所： 6.に同じ。
 - ③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 4.(4)の同種の工事の施工実績及び4.(6)の配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行う。
- (4) 資料は、次に従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、令和〇〇年度以降に、工事が完成し、引渡しが進んでいるものにより記載することとし、「同種の工事の施工実績」(別記様式2)に記載する工事及び「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」(別記様式3)の「工事の経験の概要」に記載する工事が平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(港湾空港関係を除く。)である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

① 施工実績

4.(4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者

4. (6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 施工計画【**施工計画審査タイプの場合のみ記載する。**】

4. (5)に掲げる資格があることを判断できる施工方法、仮設備計画等の技術的事項に対する所見を別記様式4に記載すること。

④ 契約書の写し【**契約書の写しの提出を求める場合のみ記載する。**】

①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(5) 競争参加資格確認資料作成説明会【**施工計画審査タイプの場合にのみ必要に応じて実施する。**】

競争参加資格確認資料作成説明会を次の要領で行う。

① 日時： 令和○年○月○日（ ）午前○時から午後○時

② 場所： 〒○○○—○○○○ ○○県○○市○○町○—○—○
○○地方整備局○○○

③ 参加申込方法： 競争参加資格確認資料作成説明会に参加を希望する場合は、書面（様式は自由）を申込先へ持参し、又は郵送（書留郵便に限る。）することにより申し込むものとし、電送によるものは受け付けない。

④ 申込受領期間： 令和○年○月○日（ ）から令和○年○月○日（ ）まで土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

⑤ 申込先： 〒○○○—○○○○ ○○県○○市○○町○—○—○
○○地方整備局○○部○○課○○係
電話○○○○—○○—○○○○

(6) 競争参加資格確認資料のヒアリング【**施工計画審査タイプの場合にのみ必要に応じて実施する。**】

競争参加資格確認資料のヒアリングを次の要領で行う。

- ① 日時 : 令和○年○月○日 () から令和○年○月○日 () まで。
- ② 場所 : 〒○○○—○○○○ ○○県○○市○○町○—○—○
○○地方整備局○○部○○課○○係
電話○○○○—○○—○○○○
- ③ その他 : 企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(7) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和○年○月○日までに通知する。

(8) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先
 - (1)、(2)及び(7)に関して…6. に同じ。
 - (3)から(6)までに…(5)⑤に同じ。

8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限 : 令和○年○月○日 () 午後○時
- ② 提出場所 : 6. に同じ。
- ③ 提出方法 : 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和○年○月○日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 現場説明会【現場説明会を行う場合のみ記載する。】

現場説明会を次に従い行う。

- (1) 日時 : 令和○年○月○日 () ○○時から。
- (2) 場所 : 〒○○○—○○○○ ○○県○○市○○町○—○—○
○○地方整備局○○○
- (3) その他 : 図面及び仕様書を保持している者は持参すること。

10. 入札説明書【等】に対する質問

(1) 【現場説明及び】この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面

(様式は自由)により提出すること。〔注：【 】は、現場説明会を行う場合のみ記載する。〕

- ① 受領期間： 令和〇年〇月〇日（ ）から令和〇年〇月〇日（ ）まで。
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。
- ② 提出場所： 6. に同じ。
- ③ 提出方法： 書面は持参し、又は郵送（書留郵便に限る。）することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 期間： 令和〇年〇月〇日（ ）から令和〇年〇月〇日（ ）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。
- ② 場所： 〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇
〇〇地方整備局〇〇〇〇〇

11. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時： 令和〇年〇月〇日（ ） 午前（午後）〇時〇〇分。（ただし、郵便による入札の受領期限は、令和〇年〇月〇日（ ） 午前（午後）〇時〇〇分）
- (2) 場所： 〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇
〇〇地方整備局〇〇〇（ただし、郵便による入札の提出場所は、〇〇地方整備局総務部契約課）
- (3) その他： 競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

12. 入札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 〇〇〇）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 〇〇〇）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 〇〇地方整

備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

14. 工事費内訳書の提示

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量総括表に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにすること。
- (3) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

15. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

16. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに【現場説明、】別冊現場説明書及び別冊〇〇競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。【注：【 】は、現場説明会を行う場合のみ記載する。】

17. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

18. 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4.(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19. 手続における交渉の有無 無。

20. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

なお、別冊契約書案における第5条第3項及び第4項の使用を希望する場合は、落札決定後に以下の手続を取るものとする。【附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事又は他省庁等からの支出委任工事の場合は記載しない。この場合、別冊契約書案第5条第3項及び第4項の規定は削除される。】

- (1) 別冊契約書案第5条第3項及び第4項の使用を希望する落札者は、落札決定の日から2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）にその旨を申し出なければならない。
- (2) (1)の申出があった場合、支出負担行為担当官は落札者が契約を確実に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。
- (3) 落札者は調査の実施に協力し、落札決定の日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に必要な書類を提出すること。
- (4) (2)の調査の結果、請負代金債権が工事の施工以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、別冊契約書案第5条第3項及び第4項を削除して契約を締結するものとする。

21. 支払条件

22. 火災保険付保の要否

23. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有（随意契約により締結する予定の工事の範囲等は、別冊図面参照）。

24. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）、電話03-3581-0262（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

25. 関連情報を入手するための照会窓口

6. に同じ。

26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊〇〇競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、〇〇競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (4) 落札者は、7.(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 落札した総合建設業者及び下請業者が外国の板ガラス製造業者からの競争力ある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

(別記様式 1)

(用紙 A 4)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

〇〇地方整備局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和〇年〇月〇日付けで公告のありました〇〇〇〇建設工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 7. (4)①に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 7. (4)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 7. (4)③に定める施工計画を記載した書面 [施工計画審査タイプの場合のみ]
- 4 入札説明書 7. (4)④に定める契約書の写し [契約書の提出の写しを求める場合のみ]

注) なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手をはった長 3 号封筒を申請書と併せて提出してください。

(別記様式2)

(用紙A4)

同種の工事の施工実績

〇〇工 (工種・工法を指定する場合)

会社名: _____

競争参加資格		延長〇〇m以上の NATM	杭径〇m以上の場所打杭
工事 名称 等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所	(都道府県名・市町村名)	
	契約金額		
	工期	令和 年 月～令和 年 月	
	受注形態等	単体/JV (出資比率)	
工事 概要	構造形式		
	規模・寸法		
	使用機材・数量		
	設計条件		

注) 公告において明示した資格があることを判断できる必要最少限の項目を設定すること。

(別記様式3)

(用紙A4)

主任（監理）技術者等の資格・工事経験

会社名 _____

配置予定技術者の従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇 〇〇
最終学歴		〇〇大学 土木工学科 〇〇年卒業
法令による資格・免許		一級土木施工管理技士（取得年） 監理技術者資格（取得年、登録番号及び登録会社） 監理技術者講習（取得年、修了証番号）
工事の経験の概要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	（都道府県・市町村名）
	契約金額	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工事内容	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号）・無
申請時における他工事の従事状況等	工事名称	
	発注機関名	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する場合の対応措置	例）本工事に着手する前の〇月〇日から片付け開始予定のため本工事に従事可能
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号）・無

注) 公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。

注) 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

(別記様式4)

(用紙A4)

施工計画

会社名： _____

項 目	具 体 的 な 施 工 計 画
地形・地質条件、設計条件等に対する技術的所見	(施工の前提となる条件についての理解の程度及び対応への
	所見の妥当性等を見る)
仮設備計画	(施工上の諸条件を考慮した仮設備計画の妥当性等を見る)
本体工事施工計画	(施工環境及び諸条件を考慮した本体工事の施工に係る工
	法等の技術的所見の妥当性等を見る)
安全対策 環境対策 機械設備計画	

注) 公告において明示した資格があることを判断できる必要最少限の項目を設定すること。